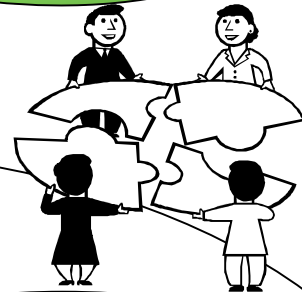


みんなで作ろう！ 山陽小野田市自治基本条例(仮称)

取り組みの背景



地方分権の推進による自己決定・自己責任による市政運営

山陽小野田市独自のまちづくりが必要だね。

合併を契機として高まりつつある市民の市政参加への意欲

市の施策に市民の意見を十分に反映させたいね。

NPOをはじめとする市民活動団体の公益活動の活発化

行政と協力して市民にも担えることがあるね。

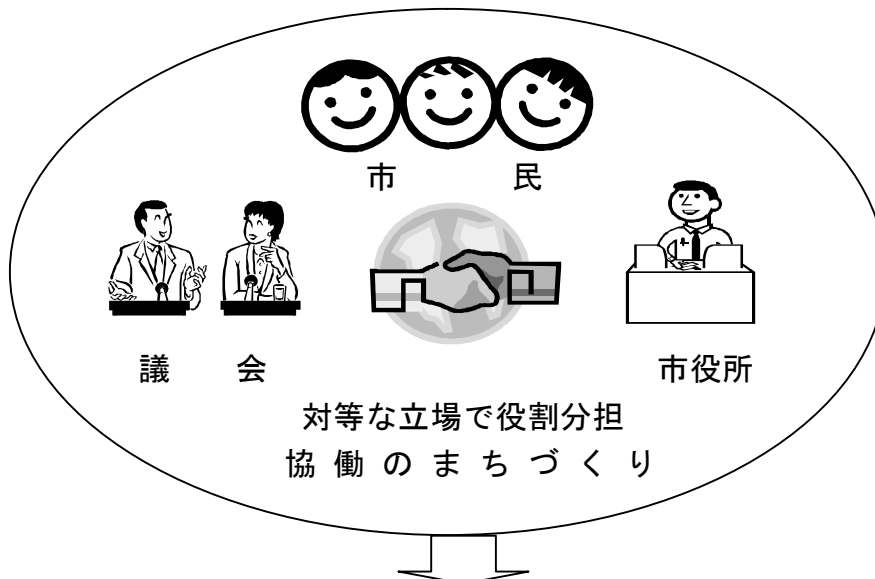
参画と協働によるまちづくりの基本ルール必要性

山陽小野田市自治基本条例(仮称)

市では、合併を機に市民の市政参加への意欲が高まる中、住民投票条例制定をはじめ、各種審議会委員の公募、「まちづくり市民会議」の開催、「提言箱」の設置、「市民意見公募(パブリックコメント)」の制度化など、市民の声を市政に反映するための施策を進めています。

そして、さらに、市民参加を推し進め、みんなが知恵を出し合っ、て、創意工夫しながら山陽小野田市のまちづくりを進めるための基本ルールとなる「山陽小野田市自治基本条例(仮称)」の制定に取り組みます。

この条例の目的は



- ・ 市民の意思を尊重し、自らの責任に基づく個性豊かなまちづくり
- ・ あらゆる個人・組織が協力して取り組む協働社会の実現

そのために

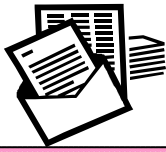
- ・ まちづくりを進めるにあたっての基本的な考え方・原則を定めます。
- ・ 市民が市政へ参加する権利を保障し、まちづくりにおける市民・議会・行政の役割を明確にします。

この条例の位置づけは



市の条例の最上位（わがまちの憲法）に位置づけられるもので、市の行政運営は、この条例が定める事柄を最大限尊重しなければなりません。そのために、既存の条例や制度は必要に応じて見直され、また新しく条例や制度を定めるための指針となるものです。

この条例ができれば・・・

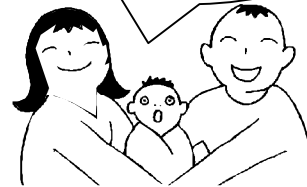


現在進められているものも含めて、市民の市政参加に関する制度の充実と情報公開が進みます。そして、市民がこれらを十分に活用していくことで、「市民が主役のまちづくり」が実現されます。

みんなで創り、守り育てる条例です

まちづくりの主役は
市 民

私たちがいっしょに
考え、守り育てるこ
とが大切ね



自治基本条例は、まちづくりの主役は市民とするものです。だからこそ、みんな（市民・議会・行政）で創ることに意義があります。

また、この条例を「絵に描いた餅」とせずに、生きたものとするには、みんなが理解し活用していくこと、そして運用状況を見守り、必要に応じて見直しをしていくことが大切です。みんなが協働で創り、守り育てる画期的な条例なのです。

用語解説

条例・・・県・市・町・村が国の法律に違反しない範囲内で議会の議決を経て自主的に定める法

市民・・・ここでは、市内で生活する人だけでなく、働く人、学ぶ人、事業活動をする人や組織など幅広い意味で使用しています。

地方分権・・・国の地方に対する関与をなくし、「地方の自己決定・自己責任」と「国と地方は対等協力関係」を原則に、国の権限を地方に移すこと。

NPO・・・公益活動を行うため、独立した存在として民間により組織された非営利の団体

協働・・・様々な人や組織が対等な立場で、それぞれの役割と責任を分担し、協力して物事に取り組むこと。